

## 地域における医療提供体制の確保に向けた対策の充実強化を求める意見書

本県の医療提供体制は、国が示した医師偏在指標において、医師少数県に位置付けられており、二次医療圏単位でも、最上地域、庄内地域が医師少数区域に位置付けられるなど、医師の不足・偏在が大きな課題となっている。

このような中、医療法及び医師法の改正に伴い、都道府県が、地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むこととされ、本県においても、昨年7月に「山形県医師確保計画」を策定し、医師確保に向けた取組みを進めているが、都道府県のみでの取組みには限界がある。

また、新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るい、医師数が比較的多いとされる都市部であっても、医療提供体制が逼迫している状況を踏まえると、本県において感染症が拡大した場合、医師等の医療従事者への負担が増大し、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念される。

よって、国においては、地域における医療提供体制の確保に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 感染症対策と同時に感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保するため、感染症への対応も見据えた医療従事者確保対策を推進すること。
- 2 医師の地域偏在解消に向けたより実効性のある対策を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の財政措置の拡充や一律の基準によらない地域の実情に応じた柔軟な運用など、医師少数県が実施する医師確保対策への更なる財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	田村憲久	殿

山形県議会議長 金澤 忠一